



島根県報

平成24年3月31日（土）

号外第68号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

- (1) 児童手当の受給資格の認定及び支給に関し必要な事項は、認定者が別に定めることとした。（第4条関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表監査委員事務局の項認定事務取扱機関の欄中「監査委員事務局」を「監査委員事務局監査第一課」に改め、

「

同表中	企業局	企業局長	本局総務課	本局総務課	を
-----	-----	------	-------	-------	---

」

「

病院局	病院事業管理者	本局県立病院課		
		中央病院		
		こころの医療センター		
企業局	企業局長	本局総務課		

に改める。

」

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、認定者が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。